

令和8年第5回網走市教育委員会会議録

令和8年4月27日（月）午後4時00分 庁舎3階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲 ・ 新谷 正樹（欠席：鴻巣 知香子）
教育長 木野村 寧

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 網走市立学校における働き方改革推進プラン【第3期】の改訂について
【公開】 【原案可決】

議案第2号 網走市学校運営協議会委員の任命について【公開】 【原案可決】

議案第3号 網走市教育支援委員会委員の委嘱について【公開】 【原案可決】

議案第4号 網走市奨学生選考委員会委員の委嘱について【公開】 【原案可決】

議案第5号 網走市サン育英奨学金選考委員会委員の委嘱について【公開】 【原案可決】

議案第6号 網走市社会教育委員の委嘱について【公開】 【原案可決】

議案第7号 網走市社会教育施設審議会委員の委嘱について【公開】 【原案可決】

議案第8号 網走市美術館協議会委員の委嘱について【公開】 【原案可決】

議案第9号 網走市博物館協議会委員の委嘱について【公開】 【原案可決】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	高 橋 善 彦
社会教育部長	伊 倉 直 樹
学校教育部次長	小 中 理 司
学校教育課長	佐 藤 潤 一
学校教育課参事	八百坂 則 勝
学校教育課参事	中 野 敏 博
社会教育課長	湯 浅 崇
美術館長	古道谷 朝 生

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 北 村 正 人

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

木野村教育長

ただいまから令和8年第5回網走市教育委員会を開会いたします。本日の出席委員は教育委員3名と教育長が出席しております。鴻巣委員からは欠席と連絡がありました。本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

次に、令和7年第7回から第10回教育委員会会議録につきまして、記載した事項に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。
(「ありません。」と発言)

特になければ、会議録は調製のとおり承認することといたします。
次に、教育行政について事務報告をお願いいたします。

高橋学校教育部長

2月14日から4月27日までの学校教育部教育行政事務報告

伊倉社会教育部長

2月14日から4月27日までの社会教育部教育行政事務報告

木野村教育長

ただいま報告がありました教育行政についてご質問等はございませんか。
(「ありません。」と発言)

特になければ、以上で教育行政についての事務報告を終わらせていただきます。

それでは本日の議題に入ります。議案第1号「網走市立学校における働き方改革推進プラン【第3期】の改訂について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小中学校教育部次長

ただいまご上程いただきました議案第1号についてご説明申し上げます。今回の改訂は、令和8年3月に「学校における働き方改革北海道アクションプラン（第3期）」の一部改訂が行われたことを受け実施するものです。国が指針で目標としております令和11年度までに、教育職員の1か月あたりの時間外在校等時間の平均30時間程度の実現を図るなど、本市における目標や取り組み内容を北海道の最新の動向と整合させ、働き方改革をより実効性の高いものとして推進するために改訂を行うものでございます。

新旧対照表を基に改訂箇所をご説明いたします。

第2章の目標等について、国の指針が令和7年に告示された新たなものに更新されたことに伴い、関連する条文の記載を現行のものに改めました。また目標におきましては、全ての教育職員の時間外在校等時間が上限の範囲内となることを目指すとともに、新たに令和11年度までに平均

30時間程度の実現を図る旨を明記し、目指すべき数値をより明確化いたしました。

次に、学校・教員が担う業務の適正化について、国の提言を踏まえ、必要性が低下し慣習的に行われている業務について、優先順位をつける中で思い切って廃止することや、関係機関と適切に連携分担する旨を強調いたしました。併せて、提言に基づく具体的な19の業務を新たな一覧表として整理掲載し、学校以外が担うべき業務や負担軽減を促進すべき業務を可視化しております。

続いて「アクション2 部活動指導に関わる負担の軽減」について、部活動の「地域移行」という呼称を「地域展開」に改め、網走市立学校における部活動の地域展開に関する方針に基づき、段階的な移行を進めることといたしました。具体的には、令和10年度末までに休日の全ての部活動の地域展開を完了させること、さらに令和11年度末までには平日を含めた全ての部活動の終了を目指すという、本市の明確な目標スケジュールを追記しております。

最後に留意事項でございます。ここでは時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内に収めることや、目標達成のみが目的化してしまうことを防ぐための記載を大幅に充実させました。実際の時間より短い虚偽の時間を記録させることが法令違反であり懲戒処分の対象となり得ることや、上限遵守のみを目的として自宅等に業務を持ち帰る時間が増加することは厳に避けなければならないことなど新たに追記し、管理職による適正な実態把握と管理を強く求めています。

教職員が自らの授業を磨き、子供たちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようアップデートするものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第1号につきまして、提案理由の説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思っております。

（「ありません」との発言）

それではお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

（「ありません」との発言）

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。
続きまして、議案第2号「網走市学校運営協議会委員の任命について」
を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

佐藤学校教育課長 議案書2ページから6ページをご覧ください。網走市学校運営協議会規則に基づき、任期を2年として設置されているところですが、潮見小学校、第一中学校、第三中学校の学校運営協議会は、2年の任期が令和8年3月31日までとなっておりますので、今回全員改選しようとするものでございます。

次に、網走小学校運営協議会につきまして、委員構成のうち対象学校に在籍する児童または生徒の保護者から、新たに委員1名の追加選出があったことから任命しようとするものであり、任期は令和10年3月31日までとするものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長 ただいま議案第2号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

佐々木委員 確認させていただきたいのですが、第三中学校の運営協議会委員の任命予定者として6名のお名前が記載されていますが、PTA会長や校長は入ってなかったでしょうか。

佐藤学校教育課長 本来は入っているはずですが、こちらへの記載が漏れていた可能性がございます。いずれの学校におきましても、基本的にはPTA会長と校長が入る構成となっておりますので、ここに記載はございませんが、事実関係を改めて確認させていただきたいと思います。

佐々木委員 よろしく願いいたします。

木野村教育長 その他にご質問等はございませんか。なければお諮りいたします。議案第2号について原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。
次に議案第3号「網走市教育支援委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

佐藤学校教育課長 議案書の7ページから8ページ、および教育委員会資料の7ページから

8 ページをご覧ください。当委員会は、心身に障がいのある就学予定者および児童生徒の就学に関し、「学校教育法施行令第18条の2」に定められた専門的知識を有する方々の意見を聴く場として、「網走市附属機関条例」に基づき、記載どおりの所掌事項を行うことを目的に設置されております。委員構成につきましては、各所属団体等からの推薦により委嘱しており、現在の委員の任期は令和9年6月30日までとなっております。資料の網掛け部分にあたる7名の委員につきましては、人事異動等による転出や校務分掌の変更に伴い解任とし、新たに各所属から推薦のあった9名を委嘱予定者として委員に委嘱しようとするものでございます。なお、任期は令和9年6月30日までとなります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第3号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第4号「網走市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

佐藤学校教育課長

議案書の9ページから10ページ、および教育委員会資料の9ページをご覧ください。網走市奨学生選考委員会は、「網走市奨学資金貸付条例施行規則」の規定に基づき設置されているものでございます。所掌事項につきましては、奨学生の選定、奨学金の廃止・休止および減額に関する事項について審議を行うことでございます。委員構成につきましては、記載のとおり各所属団体等からの推薦により委嘱しておりますが、網掛けの2名の委員につきましては、人事異動等に伴い解任とし、今回の委嘱予定者として新たに各所属から推薦のあった2名を委員に委嘱しようとするものでございます。任期は令和9年5月31日までとなります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第4号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第5号「網走市サン育英奨学金選考委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

佐藤学校教育課長

議案書の11ページから12ページ、および教育委員会資料の10ページをご覧ください。網走市サン育英奨学金選考委員会は、「網走市給付型奨学金支給規則」の規定に基づき設置されているものでございます。所掌事項につきましては、奨学生の選定、奨学金の廃止・休止および減額に関する事項について審議を行うこととなっております。委員構成につきましては、各所属団体等からの推薦により委嘱しておりますが、網掛けの1名につきましては人事異動に伴い解任とし、今回の委嘱予定者として新たに所属から推薦のあった1名を委員に委嘱しようとするものでございます。任期は令和9年8月31日までとなります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第5号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第6号「網走市社会教育委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

湯浅社会教育課長

議案書の13ページから14ページ、併せて別冊委員会資料の11ページをご覧ください。網走市社会教育委員は、「網走市社会教育委員設置条例」に基づき教育委員会が設置するものであり、委員の所掌事項は議案書14ページの1、2に記載のとおりでございます。現委員であり、学校教育関係団体の網走市校長会より選出されておりました平田和史氏の退職に伴い、新たに同校長会より推薦のありました川上智広氏を、新たな委員として委嘱しようとするものでございます。新委員の任期につきまして

は、前任者の残任期間である令和9年6月30日までとなります。以上、
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第6号につきまして、提案理由の説明がございました。
ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います、い
かがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに異議はございませ
んか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第7号「網走市社会教育施設審議会委員の委嘱について」を上
程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

湯浅社会教育課長

議案書の15ページおよび16ページ、併せて別冊委員会資料の12ページを
ご覧ください。社会教育施設審議会委員は、「網走市附属機関条例」に
基づき教育委員会が委嘱するものであり、所掌事項は議案書16ページの
1、2に記載のとおりでございます。定数15名のうち、4月1日付で異
動のありました2名の委員の委嘱に関する件でございます。現在、学校
教育関係者として網走市校長会より選出されております北島武雄委員の
異動に伴い、新たに同校長会より推薦のあった中港善博氏を、また、社
会教育関係者として網走青年会議所より選出されております土屋宗章氏
の後任として、新たに同会議所の理事長に就任された守屋嘉男氏を、そ
れぞれ新たな委員として委嘱しようとするものでございます。新委員の
任期につきましては、前任者の残任期間である令和8年8月31日までと
なります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第7号につきまして、提案理由の説明がございました。
ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います、い
かがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに異議はございませ
んか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第8号「網走市美術館協議会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

古道谷美術館長

議案書の17ページ、18ページ、併せて資料の13ページをご覧ください。網走市美術館協議会委員は、「網走市附属機関条例」に基づき教育委員会が委嘱するもので、所掌事項につきましては議案書18ページ上段に記載のとおりでございます。定数は10名となっておりますが、資料13ページでございますとおり、委員1名の異動に伴い欠員が生じたため、任期満了となります令和9年5月24日までの残任期間につきましては、新たに1名を委嘱しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第8号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第9号「網走市博物館協議会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

伊倉社会教育部長

議案第9号「網走市博物館協議会委員の委嘱」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案書の19ページおよび20ページ、併せまして資料の14ページ中段をご覧ください。博物館協議会委員は、「網走市附属機関条例」の規定に基づき教育委員会が任命するもので、所掌事項は議案書20ページに記載のとおりでございます。定数10名のうち、学校教育関係者1名が人事異動により転出され欠員となっておりますため、新たに網走市校長会より推薦のありました堀田大次郎氏を、前任者の残任期間である令和9年8月31日まで委嘱しようとするものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第9号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それではお諮りいたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただきます。

以上で本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

(「ありません」との発言)

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。

【午後4時32分 閉会】